

## 総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

### ○ 貸金業法施行規則附則第6項に定める特例対象者の確認について

特例措置の対象（特例対象者）は、新型コロナウイルス感染症の患者及び新型コロナウイルス感染症のまん延により、同項に定める書面等を提出することが困難となった者である。

その範囲については、患者や濃厚接触者など外出できない状況にあり書面等の提出が困難である者のほか、特定緊急貸付契約に係る領収書の発行が受けられない者など、新型コロナウイルス感染症のまん延により書面等を用意することが困難となった者が含まれると解される。この場合、貸金業者が、何らかの方法で当該個人顧客が書面等の提出が困難であることを確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。

### ○ 貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2に定める特定緊急貸付契約に係る特定費用について

特定費用については、同条第4項第2号において「社会通念上緊急に必要と認められる費用」と規定されているところ、一般に、新型コロナウイルス感染症の患者等の生活費等についても含まれると解される。

### ○ 貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号に定める契約について

当該契約に関し、同条第2項第4号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面」については、ここに列挙されている確定申告書等はあくまでも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。